

2022年4月14日

各位

会社名 株式会社パパネッツ
(コード番号 9388 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕昭
問合せ先 常務取締役 宮崎 恵子
T E L 048-960-5088
U R L <http://www.papanets.co.jp>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年5月20日開催予定の第27期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

I. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会計監査人の設置

当社は、現在、Moore 至誠監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいて、監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものであります。

(2) 会計監査人の責任免除

会計監査人が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③ 変更案第17条は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を新設するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、条数の繰り上げ、繰り下げを行うとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第5条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. 監査役会</p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定)</p> <p><u>第16条 当社は、前条の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しない事ができる。</u></p> <p>第17条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第37条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計算</u></p>
<p>第36条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第16条(株主総会参考書類等の電子提供)の新設は2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前頁の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後これを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のため株主総会開催日
定款変更効力発生日

2022年5月20日 (金曜日)
2022年5月20日 (金曜日)

II. 会計監査人選任の件

1. 会計監査人選任の理由

当社は、現在、Moore 至誠監査法人により、東京証券取引所の規則に基づいて、監査を受けておりますが、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実と強化を図るため、会計監査人設置会社に移行するものであります。

なお、本件は上記「定款一部変更の件が第27期定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

また、会計監査人の選任につきましては、監査役会の決定に基づいております。

2. 会計監査人候補者の名称等

名称	Moore 至誠監査法人（モーア シセイ カンサハウジンン）
事務所	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
概要	<ul style="list-style-type: none">・事務所職員数（2021年12月末日現在） 代表社員 15名 社員 2名 特定社員 1名 公認会計士（非常勤含む） 36名 日本公認会計士協会準会員 4名 その他職員 4名 合計62名・沿革 1980年 至誠監査法人が中央区日本橋室町に設立 1988年 石渡・西村・中根共同事務所が清新監査法人として法人化 1993年 国際会計ネットワークMoore Stephens（現 Moore Global Network）のメンバーファームとなる 2007年 千代田区丸の内（現在地）へ清新監査法人が移転 2015年 監査法人啓和会計事務所と清新監査法人が合併 2015年 至誠監査法人と清新監査法人が合併、至誠清新監査法人となる 2020年 Moore 至誠監査法人に社名変更・Webサイト https://www.moorehisei.jp/audit/

なお、Moore 至誠監査法人は、現在、当社の金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行っております。

3. 就任予定年月日

2022年5月20日（第27回定時株主総会開催予定日）

以上